

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

すいた市民自治のいけぶち佐知子です。2016年が始まりました。

今年も「市民のための市政」を目指して、精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。

議事録は吹田市議会のホームページや市立図書館でご覧ください。

## 1 2月定例会の主な議案

- 1 事務分掌条例の改正＝行政の組織機構を変える
- 2 手数料条例の改正＝住民票発行手数料など変更
- 3 積立基金条例の改正＝おおさか・すいたハウス移築のための寄付金を積み立てる
- 4 開発事業の手続等に関する条例の改正＝開発負担金をなくす
- 5 水道条例の改正＝水道料金の値上げ
- 6 プール条例の改正＝南千里、中之島の市民プールを廃止
- 7 職員定数条例の改正＝救急車2台増車のため、消防職員の定数を増やす

その他の議案も含め、12月定例会の議決結果については市議会HPでご覧いただけます。

(ようこそ!吹田市(すいたし)ホームページへ > 市議会 > 議決結果・賛否一覧表 > 平成27年(2015年)12月定例会議決結果・賛否一覧表)

## 12月定例会いけぶち発言から

＜休日急病診療所はもっと最適な場所に！＞

現おおさか・すいたハウス(青山台4丁目)が移転したのち、同場所に診療所を設置することです。しかし、これまで議会答弁などで示された恒久的設置のための条件すべてを満足する場所ではありません。本会議でも質問しましたが、満足のいく答弁はなかったため、移転前提の不動産鑑定には反対するとの意見を、議会最終日に述べました。(質疑、意見の概要は中面にあります)

＜住民票発行手数料は同額にすべき！＞

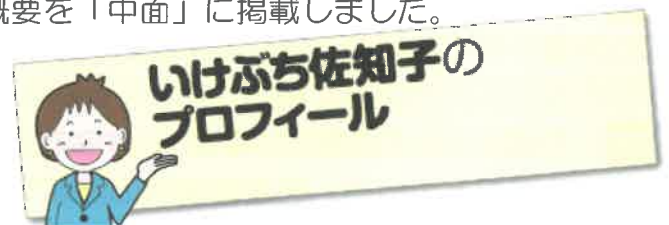
マイナンバーカードを用いてコンビニなどで住民票を発行すると手数料は現行と同じ200円で、市役所などの窓口での手数料は300円に値上げする条例改正が提案されました。

手数料に差をつける理由がないとの立場で、議会最終日に意見を述べ、条例改正に反対しました。反対意見の根拠は以下の通りです。

1) 値上げは「使用料手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づくとされているが、同基本方針の主目的は、「受益と負担の公平性の確保」である。この主目的に反する。

2) また、同方針には、「住民間の公平性の確保」が、うたわれているが、このことにも反する。

入手する方法、場所が違って同じ住民票発行手数料は同額とすべきである、として述べた意見の概要を「中面」に掲載しました。



- 1957年/和歌山県生まれ。
  - 1979年/大阪大学薬学部卒業。薬剤師免許取得。
  - 1994年/吹田市立女性センターに就職。地域の開発問題をきっかけに政治に関心を持つ。
  - 1999年/市民のための市政を求めて立候補し、当選。
- ◎2015年/5回目の当選。現在、吹田市議会5期  
子育て・教育、福祉、環境、まちづくりの市民活動にかかわる。  
百条委員会委員(2012～13年度)。吹田市監査委員(2013年度)。議事事務局研究会会員。「女性を議会に 無党派・市民派ネットワーク」運営スタッフ。

### <おおさか・すいたハウスの移転支援する理由>

**質問** 吹田市がおおさか・すいたハウスの移転を支援しなければならないのは、なぜか。

**回答** 1) おおさか・すいたハウス(以下ハウス)は、H17年に市と国立循環器病研究センター(以下センター)が強く誘致し、建設された  
2) ハウスは、センターの小児心臓病入院患者の家族の滞在場所として、必要不可欠な施設となっている  
3) センターが岸部の北大阪健康医療都市(健都)に移転することになり、ハウスの移転も必要となった  
4) センターの移転整備に関する基本協定書に、本市は「ハウスの移転が円滑に進むよう、予算措置を含め必要な支援及び協力を行うこと」とある。

以上のことから、地域福祉の向上、社会貢献の観点から、ハウスの移転に相当程度関与する必要がある。

### <ハウス建物を休日急病診療所にする理由>

**質問** ハウス移転後、ハウスの建物を休日急病診療所にすることに決めたのはなぜか。

**回答** ハウスの移転に必要な費用、約3億5千万円のうち、2億円を寄付、残りの約1億5千万円のために、市がハウスの建物を購入することにした。そして、購入後の建物を、かねてより市の北部で恒久設置場所を探していた休日急病診療所にすることに決めた。

**質問** 休日急病診療所は、近くに病院もある、以前に設置されていたのと同じ南千里付近に設置するのがベストではないのか。

**回答** 市南部では市民病院が事実上、休日の初期救急機能を担っている。医療審議会の答申では「北部地域に設置することが必要」となっており、青山台にあるハウスの建物が、最良の選択と考えている。またさらに、この建物であれば単独施設であり、市が購入することで、ハウスの移転支援にもなる。



### ハウスの建物鑑定予算が含まれた補正予算に関するいけばち意見(討論)

市がハウスの移転を支援することについては、理解しますが、休日急病診療所の恒久的な移転先として、現ハウスの建物とすることについては、反対です。

### <休日急病診療所の設置場所の条件>

医療審議会で挙げられている条件は、次の通りです。

- 1) 感染症患者が来られることもあるので、非感染症の患者と動線を隔離できる構造である
- 2) 病院の近くにあり、病診連携できる
- 3) 診療所に勤務する医療関係者や車で来る患者用に、十分な駐車場を確保できる
- 4) 市内医療機関の配置状況を考え、市北部に設置する

しかし、ハウスの建物を購入しても上記の条件をすべて満たすことはできません。その理由は、次の通りです。

- 1) 動線を隔離できる構造に建物を改修する予算がいくらかかるか不明。しかも、ハウス移転後でなければ、改修できないので、国立循環器病研究センターが移転してからになる
- 2) 近くに病院はない
- 3) 付属の駐車場は数台分しかない。道路を隔てて北千里体育館の駐車場があるだけである
- 4) 市北部の中でも北端にあり、北千里駅から歩くには遠すぎ、車のない人はタクシーかバスを利用するしかない

福祉環境委員会審査での答弁では、「急病患者は車で移動することが多いので、駅から離れていても問題ない」「どこに移動しても、今より遠くなる人もいれば近くなる人もいるので、同じだ」とのことでした。しかし、車を持っている人ばかりではありませんし、同じであれば、駅から近いほうが良いに決まっています。

以上のことから、休日急病診療所の恒久設置場所について、行政が考えているハウスよりも更に条件を満たす適地に設置することを求めました。

## 12月定例会いけばち質問から

### <駅前空間は、まちの顔>

**質問** 駅前空間の広さ、雰囲気、設えは様々です。それぞれが持ち味を生かした美化、景観をどのように維持、創生することは、市長の言う「高質で品格あるまちづくり」につながるのではないかと。

**回答 (市長)** まちにある公共空間がどのようにデザインされているかによって、まちの魅力が大きく左右される。行政だけでなく、民間事業者、地域、団体、それぞれの力を持ち寄って、公共空間の美化、まちの質を継続に高め、維持する活動が各地域で生まれつつあることが吹田市の強みである。このような活動を促進する取り組みを進めていきたい。

### <市立吹田サッカースタジアム>

**質問** スタジアム建設募金団体のご努力により、多額の寄付によって建設され、吹田市にご寄附いただいたスタジアムである。市としてスタジアムの命名権（ネーミングライツ）をどのように考えているのか。また、市に対して指定管理者であるガンバ大阪から何かアプローチはあるのか。

**回答** ネーミングライツを実施すると、通常は「市立吹田サッカースタジアム」という名称が使えなくなることや名称に企業名がつく可能性が高いことなどの問題もあるので、現時点で実施の予定はない。

ただし、歳入確保策としては有効な手段ではあるので、ネーミングライツに関するニーズなども把握しながら、慎重に判断していきたい。



ガンバ大阪からは、ネーミングライツを実施し、市の収入となるその対価を指定管理者が負担することになっているスタジアムの管理経費の一部に充てていただくことで、スタジアムの利用料金の低減が図れるのではないかと提案を受けている。

**質問** COP21（国連気候変動枠組条約第21回締結国会議）を受けた国の目標値と吹田市の目標値の違いと、目標達成への取り組みを問う。

**回答** COP21における国の基準年度を市と同じ1990年度に合わせた場合、国の目標値は、18%削減となる。一方、市の目標値は25%削減となり、国よりも厳しい目標値となっている。目標達成のために、市民・事業者、温室効果ガスをできるだけ排出しないライフスタイル・事業スタイルへの転換を促進し、市が率先して省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入を進めたい。

**質問** 実行計画の重点施策の一つである「太陽光発電システム・太陽熱利用設備の設置費助成制度の推進」の進捗について問う。

**回答** 太陽光発電システムは、H22、23年度に住宅用の設置費補助事業を実施し、116件に助成した。H24年度以降は、国の固定価格買取制度の開始、パネル設置が安価になったことなどから、事業を終了した。

太陽熱利用設備は、設置費用が安価であることから、現状は助成制度を策定していない。

**質問** 下水道汚泥資源化のための施設の整備、維持、運営も重点施策の一つであったが、その進捗について問う。

**回答** 汚泥固形燃料化設備の導入について、建設から維持運営および汚泥燃料の引き取りまでを含め検討していたが、費用対効果や近年の最新技術などを見据え、再考しているところである。

### いけばちコメント

環境に関する技術の進歩もあり、当初、計画していた施策をそのまま実施するよりも、さらに効果効率の良い事業を進めるほうがよいことが、多々あると思います。

国の補助制度の情報も見逃すことなく、有効に活用していただきたいと幸いです。

また、市民・事業者、そして市内にある大学と連携しながら、計画を進めていただきたいです。

昨年は選挙の年でしたので、変則的な議会定例会の開催日程でした。また、1期、2期の議員を合わせると半分以上の人数になっています。いけばちは5期目の議員として、年齢も期数も若い人たちのお手本となれるように、これからも日々精進してまいります。

## 住民票交付手数料条例の改正

### に関するいけばち反対意見（討論）

#### <住民票の窓口交付手数料のコスト>

窓口交付手数料を現行の200円から300円に改定する根拠は、H26年度決算見込み額から計算したコストとのことです。

H26年度約20万件強…1件当たり461円

H22年度約19万件弱…1件当たり433円

このコストの差は、人件費、委託料、賃借料の違いが大きく、特に委託料には、マイナンバー制度のための費用が入っています。

#### いけばちの見解

コスト計算は、直近の決算額で計算するとのことですが、今回のように直近の年度だけ特有のコストがかかる場合もあります。手数料改正は4年ごとに行うのであれば、4年間のコストの平均値を計算するなど、コストの平準化が必要です。

#### <住民票のコンビニ交付手数料のコスト>

コンビニ交付はコンビニにある多機能端末機で交付を受けるものであり、マイナンバーカードを持っていないければ、操作できません。

委員会審査の中で、「コンビニ交付手数料を安くするのは、マイナンバーカード普及のための誘導策か？」との質問がありましたが、担当職員は「そうではない。交付方法別にコスト計算した結果からだ」と答えました。

また、住民票のコンビニ交付は、まだ実施していないため、コスト計算は実績値ではなく、住民票交付全体の30%がコンビニ交付だと想定した場合、1件当たり229円になるので、200円に据え置くとの担当部の答弁がありました。

#### いけばちの見解

マイナンバーカード自体の交付率はH27年度末で10%、H28年度末で20%を想定しているとのことです。であれば、コストは279円から444円の間になります。シミュレーションから200円になるというのは間違っています。

（表）住民票+印鑑証明の合計約30万件に対する  
コンビニ交付率と1件当たりのコストの関係

交付率	10%	20%	30%
コスト（円）	444	279	229

## いけばちの見解

いけばちの主張は、交付方法、形式は異なっても、同じ証明書類であれば、全体のコスト計算をして同額の手数料にするのが妥当であるということです。

百歩譲って、担当部が言うように、方法別にコスト計算をして手数料額を求めるのであれば、片方が実績、片方がシミュレーションというのではなく、同じコスト計算方式にすべきです。

またさらに、百歩譲って（合計2百歩譲って）、コンビニ交付の手数料額をシミュレーションで決めるといのであれば、窓口交付の手数料額もシミュレーションで決めるべきです。

つまり、コンビニ交付が増えれば、これまでの市民サービスコーナーの在り方を見直す必要があると委員会審査の中で担当職員は述べていたもので、サービスコーナー運営経費は減額したコスト計算をすべきです。

結論として、今回の手数料改正は、市が定める基本方針「住民間の公平性の確保」にも合致せず、理論的にも矛盾があるため、もう一度、手直すことを求め、条例改正に反対しました。

#### <後日談>

1月に入って、市のHPを見たところ11月27日に開催した第14回政策会議において「市民サービスコーナーの一部廃止」が議論され、廃止により年間約4100万円の削減と、開催結果にありました。しかし、委員会審査では、サービスコーナーに関する質問には、「廃止に向け検討する必要がある」旨の答弁しかありませんでした。住民票と印鑑証明合わせて約30万件ですから、1件当たりのコストは、4100万円÷30万件÷137円の削減になります。もちろん、行政が廃止を決定したとしても、議決を経なければなりません。委員会答弁は？？？がいっぱいです。

また、「住民票」「印鑑証明」の交付はコンビニでお得といったのぼりが年末にはすでに市役所内に立っていました。住民票の交付手数料が決まったのは、議会最終日の24日のことです。1月末から開始予定のコンビニ交付のために、議決より先にのぼりを発注し、いち早く立てたのは担当部の勇み足としか言いようがありません。